

申 請

令和 3 年 3 月 5 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 菅 義偉 様

福島県知事 内堀 雅雄

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項に基づく
令和 2 年 12 月 21 日付け指示について、下記のとおり申請します。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷制限・摂取制限を解除すること。
福島県双葉町（平成 25 年 5 月 7 日付け指示により設定された帰還困難区域を
除く区域に限る。）において産出された非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラ
ナ科の花蕾類及びカブ
- 2 解除を申請する理由
別紙のとおりです。

(別紙)

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限・摂取制限を解除する範囲

福島県双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）において産出された非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類及びカブ

2 解除申請までの検査

県は、非結球性葉菜類の指標作物としてハウレンソウ及びコマツナ、結球性葉菜類としてキャベツ、アブラナ科の花蕾類としてブロッコリー、カブを選定し、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定解除の考え方」（令和2年3月23日付け原子力災害対策本部長公表）を踏まえて策定した検査計画に基づき検査を実施した。

なお、検査の結果、全ての検体が基準値を下回った（別添1及び2参照）。

3 解除後の緊急時環境放射線モニタリング計画

県は、解除後において、出荷が見込まれる場合は、「検査計画、出荷制限等品目・区域の設定・解除の考え方」に則して適切に緊急時環境放射線モニタリング検査を実施し、結果を公表する。

4 解除後の出荷管理

(1) 出荷者の対策について

ア JA系統出荷団体及び系統外出荷団体等（以下、「出荷団体等」という（別添3参照）。）の出荷者に対しては、これまでも出荷制限品目の取扱いを文書、チラシ、ホームページ等により周知してきたが、今後とも、市町村等と連携し、県関係機関の各種業務活動等を通じて徹底を図る。

イ 生産履歴、集荷先及び販売先等の記録の保存を求め、流通の捕捉を可能とする。

ウ JA系統出荷団体は、出荷容器に出荷団体名及び生産者コードを掲載しており、生産物の産出地の絞り込みが可能となっているほか、生産者は、生産履歴を記録・保管し、出荷団体等は出荷者の生産履歴を出荷前に確認している。

系統外出荷団体等は、出荷容器への産地名の表示を徹底し、卸売業者、小売業者

も表示を確認することにより、生産地域を判別可能とする。

(2) 出荷状況の把握

県は、県内の出荷状況を J A 全農福島及び卸売市場を通じて確認するとともに、定期的に、卸売市場や農産物直売所等を巡回し、出荷が適正に行われているか確認する。

(3) 卸売市場等出荷先への情報提供

県は、卸売市場等に対して県内のハウレンソウ等非結球性葉菜類、キャベツ等結球性葉菜類、ブロッコリー等アブラナ科の花蕾類及びカブで出荷制限等が引き続き指示されている市町村等について周知するとともに、出荷団体等の情報を提供し、出荷容器の産地情報等を確認させることにより区分管理するよう指導する。

- 5 緊急時環境放射線モニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応
- 基準値を超える結果が得られた場合には、県は即時に当該市町村からの当該品目の出荷自粛を求める。

別添1

品目名	番号	検査日	検査結果
ハウレンソウ	1	R2.11.5	ND<13.9
	2	R2.11.5	ND<10.4
	3	R2.11.5	ND<12.1
コマツナ	1	R2.10.12	ND<9.6
	2	R2.10.12	4.4
	3	R2.10.12	5.4
カブ	1	R2.10.12	ND<9.9
	2	R2.10.12	ND<8.3
	3	R2.10.12	ND<7.3
キャベツ	1	R2.11.5	ND<10.6
	2	R2.10.29	ND<16.1
	3	R2.10.29	ND<14.3
ブロッコリー	1	R2.11.5	ND<8.5
	2	R2.11.5	ND<11.1
	3	R2.11.5	ND<9.6

採取地点位置図(双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。):非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類、カブ)

双葉町 農地土壤の放射性物質濃度推定図



